

## 第1章 総則

- ① 名称 :当クラブは、雪山中央スキークラブ(略称:雪中)と称する。
- ② 事務所 :当クラブの事務所は、原則として大阪府内に置く。(活動上の事務局はこの限りでない)
- ③ 加盟団体 :当クラブは、大阪府スキー連盟に加盟する。

## 第2章 目的・組織

当クラブは、クラブ会員のスキー技術の向上を図り、併せてクラブ会員相互の親睦を図ることを目的として、当クラブの趣旨に賛同する者(クラブ会員)を以て、これを組織する。

## 第3章 事業

当クラブは、第2章の目的を達するため、次の事業を行う。

- ① スキー及びその他あらゆるスポーツに於いてチームワークを養い、自覚と誇りを持つような人間育成。
- ② スキー技術の向上及び親睦。
- ③ スキー体育指導者の養成。
- ④ スキー講習会、研究会及びスキー体育に関する行事の実施。
- ⑤ スキー競技会の開催並びに代表選手の派遣。
- ⑥ その他スキー技術向上とクラブ会員相互の親睦向上に於いて必要と認める事業。

## 第4章 クラブ会員

当クラブには、以下のクラブ会員を置く。

- ① 役員:クラブ会員から選出され、総会において承認される。
- ② クラブ会員:全日本スキー連盟会員として登録することを原則とするが、諸般の事情により、クラブ会員としての活動は継続するものの全日本スキー連盟登録会員として登録しないものも含めてクラブ会員とする。
- ③ クラブ OB 会員:会長、理事長、理事会の承認を経て、クラブ OB 会員をおく。

## 第5章 役員

- ① 当クラブは、次の役員を置く。

会長1名、必要に応じ副会長1名、理事長1名、必要に応じ副理事長 1 名、理事若干名、技術委員長1名、必要に応じ副技術委員長1名、技術委員、顧問若干名(最高顧問を於く場合がある)、参与若干名、監事 1 名。

- ② 役員の任務

ア)会長は、当クラブを代表し、会務を統括する。また、大阪府スキー連盟の評議委員を任命できる。

イ)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

ウ)理事長は、理事会を統括する。

エ)副理事長は、理事長を補佐する。

オ)理事は、理事会を構成し、会務の執行に当たる。

カ)技術委員長は、技術委員を代表する。

キ)副技術委員長は、技術委員長を補佐する。

ク)技術委員は、スキー技術の向上並びに技術研究及びクラブ員のスキー技術向上のため、努力しなければならない。

ケ)監事は、当クラブ会計、理事会の執行及び会務全般を監査する。

- ③ 役員の選出

ア)会長(副会長)は理事会及び技術委員会の推薦で、総会に於いて承認を受ける。

イ)理事長(副理事長)は会長(副会長)、理事会の推薦で、総会に於いて承認を受ける。

ウ)理事は会長(副会長)及び理事長の推薦で、総会に於いて承認を受ける。

エ)技術委員長(副技術委員長)は会長(副会長)、理事長(副理事長)、理事会および技術委員会の推薦で、総会に於いて承認を受ける。

オ)技術委員はスキー指導員(準指、公認スポーツ指導員)の資格取得を以て、当クラブの技術委員会の構成メンバーとする。

カ)顧問は、2期以上理事を担当し、且つ、会長(副会長)、理事長の推薦で任命できる。当クラブの運営にアドバイスをを行うことができる。

キ)参与は名誉職とし、当クラブで会長、理事長を務め、スキー連盟での役員、当クラブの技術委員、理事等の活動を10年以上行い、当クラブ発展に功労が有ると認められた人で、現状当クラブ員でない人も含め、会長、理事長、理事会、顧問の推薦で任命できる。

- ④ 技術委員会

ア) 当クラブ内に指導員、準指導員で構成する技術委員会を置く。

- イ) 技術委員会は、理事会からスキー指導者の派遣要請があれば、必要な技術委員を選出し、理事会へ報告する。
- ウ) 技術委員会の事務手続きに関する費用等は、クラブ会費から負担する。尚特別の追加費用は、年500円を上限に徴収する場合がある。但し、同一住所に住む者が2名以上の場合、技術委員長判断で1名分に減額することができる。

#### 第6章 役員任期

- ① 役員の任期は、1年とし留年は妨げない。
- ② 役職中、会長(副会長)、理事長、理事に欠員(辞任を含む)を生じた場合は、理事会の承認を以て新役員を選出、補充を行うことができる。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。顧問、参与は、この限りでない。

#### 第7章 クラブ会員の会費と義務

- ① クラブ会員は、年会費3,000円を毎年、年度始めに当クラブに納入するものとする。
- ② クラブ会員は、当クラブの行事に、積極的に参加するものとする。
- ③ クラブ会員は、当クラブに住所、氏名、連絡先等を報告し、当クラブは、個人の機密情報管理の観点から情報流出がないよう管理し、変更等が生じた場合は、速やかに事務局に報告すること。

#### 第8章 クラブOB会員

年会費は、3,000円とし毎年、年度始めに当クラブに納入するものとするが、上記のクラブ会員の義務は免除されることがある。

#### 第9章 会計

- ① 当クラブの会計年度は、毎年6月1日から始まり翌年5月31日に終わるものとする。ただし、総会、理事会の費用として6月1日以降に発生する費用を前払いする場合は、前年度の会計年度に繰り入れての計上は可能とする。
- ② 会計監査は、会長、理事長の指名による会計監査者が使用金額、内容及び現有保有金額を通帳等の記載で確認を行い、会計年度毎に実施し、総会で確認結果の承認を受ける。

#### 第10章 入退会及び準指導員資格受検

- ② 新会員になる場合は、ホームページ上掲載の所定の「入会申請書」の各項目【氏名、性別、血液型、生年月日、現住所、連絡先(電話、FAX、携帯、mail アドレス)、SAJ 所持級等】に記入し、入会金1,000円と年会費3,000円をともに事務局へ送付するか、上記項目を電子情報として送信するとともに入会金及び年会費を指定口座に振り込むこと。その際、年1回以上の当クラブ行事に参加していることが望ましい。行事参加者は、入会金1,000円を免除する。
- ③ クラブ会費は、SAJ 登録費用を除き年額3,000円とする。
- ④ 新入会員で SAJ バッチテスト1級以上のスキー技術を有している者の入会は、理事会の承認が必要である。また、新入会員が準指導員を受験する場合は、当該年度の総会までに入会し、新年度のクラブ行事には積極的に参加するものとする。
- ④ 準指導員資格受検者は、理事会が承認し、会長が認める者とする。
- ⑤ クラブを退会する者は、新年度が始まる日(6月1日)までにホームページ上掲載の「退会届」の各項目【氏名、現住所、連絡先(電話、FAX、携帯、mail アドレス等)、退会理由】を記して事務局へ届けるか、上記項目を電子情報として送信し、理事会の承認を得る。また、年度会費納入後の会費は返却しない。
- ⑥ 当クラブの規約に違反し、当会員としてのあるまじき行為を行ったと、理事会に於いて過半数の賛成且つ理事長及び会長が認められた場合は、除名することができる。年会費は返却しない。
- ⑦ 2年連続して会費未納入者は、前もって通知・督促を行い、会費を納入しない場合は、退会とする。

#### 第11章 人材育成奨励金

当クラブ員には、人材育成奨励金として些少ではあるが検定会、大会等参加費の一部を補助する。補助する検定会・大会は、全日本スキー連盟指導員検定会、全日本スキー連盟準指導員検定会、A・B・C 級公認検定員検定会、大阪府スキー選手権大会、大阪府マスターズスキー大会、大阪府スキー技術選手権大会、近畿スキー技術選手権大会等、ただし、申込のみ、大会中止の場合は補助しない。補助金は、参加費の3分の1を超えない500円刻みの金額とし、大会出場後、参加者本人が振込口座を事務局に申し出ることで受け取れる。

#### 第12章 傷害保険等

当クラブ行事の参加者は、個々に個人賠償責任補償等の保険に加入していること。(文書協議による総会で了承済 2021年8月31日)

各行事担当責任者は、参加費の中に保険料(500円/人:行事ごとに契約)を含める。行事1週間前までに事前に事務局を通してクラブ一括で損害保険に加入してください。加入に必要な情報は、最終参加者名簿(氏名、ふりがな、性別、生年月日、住所、連絡先、行事日程、旅行目的)です。事務局は、最終参加者名簿を基に損害保険に加入すること。

怪我等に関する応急処置は現地でも可能な範囲内で誠心誠意行いますが、それ以上は加入済保険会社の規約通りとなり、当クラブとしての責任は一切負いませんので各自自己責任でお願いします。

#### 第13章 附則

- ① 当クラブの規則を変更する時は、会長、副会長、理事長、技術委員長及び理事から構成する役員会で過半数の同意を得、且総会に於いて承認を受ける。

- ② 本規約の別段の定めなき事項は、理事会の決議を以て、これを決定する。
- ③ クラブの総会は、会計年度終了の日より、2ヶ月以内に開催する。
- ④ 正月及び他の行事に於いてクラブ員割引(雪上1日つき原則1,000円程度)又は行事補助金を設ける。
- ⑤ 当クラブはその活動を会員に報告するため、インターネット上にホームページを開設し、会員相互の情報交換と新規会員獲得によるクラブ発展に努力する。(http://yukichuu.hustle.ne.jp/)
- ⑥ 会員相互の情報交換を活発にするためにネットワーク網を促進し、利用を図る。
- ⑦ クラブで購入した備品は備品名、購入年、費用、管理者、管理者連絡先住所又は TEL 又はメールアドレスを記載した備品リストを作成し理事長が保管、管理する。

以上